

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における  
点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の  
一部を改正する告示案について（概要）

## 1. 背景

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項から第 4 項までの規定において、法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物のうち安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物等（以下「特定建築物等」という。）及び安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築設備等（以下「特定建築設備等」という。）については定期的に調査・検査・点検（以下「定期調査・検査等」という。）を行わなければならないこと等を定めており、その詳細な調査・検査項目、方法及び判定基準並びに調査・検査結果表については、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）等において定めている。

近年、定期調査・検査等の高度化のあり方及びデジタル化のあり方について検討を進めてきたところ、定期調査・検査等の合理化や新技術の活用を可能とするため、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 974 号）により、調査・検査項目の見直し等の改正（以下「先般の改正」という。）を行ったところである。

先般の改正は、定期調査・検査等の合理化を目的としているところ、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 723 号。以下「防火設備定期検査告示」という。）等について、現状の調査に係る所有者の負担が著しく増大しないように検査・点検の周期及び対象の見直しを行う。

## 2. 概要

### I. 防火設備定期検査告示の一部改正

- 常閉防火扉（常時閉鎖した状態にある防火扉をいう。以下同じ。）の検査周期の見直し  
建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 6 条

第1項において、防火設備の定期検査における報告の時期について、原則としておおむね6ヶ月から1年までの間隔において特定行政庁が定める時期としているが、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期としている。今般の改正案では、1年から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期に定期検査における報告をする項目（国土交通大臣が定める検査の項目）として、新たに常閉防火扉に係るもの（例：常閉防火扉の固定の状況）を定める。

#### ○常閉防火扉の点検周期の見直し

施行規則第6条の2第1項において、防火設備の定期点検については原則として1年以内ごとに行うこととしているが、国土交通大臣が定める点検の項目については3年以内ごとに行うこととしている。また、施行規則第6条の2第2項において、検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、同条第1項の規定にかかわらず、原則として当該交付を受けた日から2年以内に行うこととしているが、国土交通大臣が定める点検の項目については当該交付を受けた日から6年以内に行うこととしている。今般の改正案では、3年以内ごとに点検を行う項目及び検査済証の交付を受けた日から6年以内に当該交付を受けた日以後最初の点検を行う項目（国土交通大臣が定める検査の項目）として、新たに常閉防火扉に係るもの（例：常閉防火扉の固定の状況）を定める。

## II. 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）の一部改正

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第16条第3項第2号及び定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号）において、防火設備の定期検査における検査対象を定めている。今般の改正案では、常閉防火扉の検査対象を「各階の主要なもの」に限定することとする。

## III. その他所要の改正

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和6年11月～12月頃

施行 令和7年7月1日